

## 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

○令和 4 年度の審議会を通し、以下の項目について中間見直しを行います。

該当ページ	項目	内容
P 4 7 - 4 8	教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業について、市内ではどの程度の入所希望者（量の見込み）がいて、市がどのように施設を整備し、受入れ枠を確保していくか（確保方策）について記載したもの
P 4 9 - 5 2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	保育所の延長保育事業や放課後児童クラブ、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業などの 11 事業について、どの程度の利用希望者（量の見込み）がいて、市はどのようにニーズに応じていくか（確保方策）について記載したもの
P 5 5 - 1 0 7	子ども・子育て支援施策	市が行う子ども・子育てに関する 154 施策について、平成 30 年度の施策の数値を令和 6 年度までにどのようにしていくかについて記載したもの

○子ども・子育て支援新制度に関する用語とその定義については以下のとおりです。

用語	定義
第 2 期子ども・子育て支援事業計画	5 年間（令和 2～6 年度）の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として全市町村が作成することとなります。
教育・保育給付認定	子どもの年齢と保育の必要性の有無によって 3 つの区分に認定されます。 ・1 号認定：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。 ・2 号認定：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。 ・3 号認定：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
量の見込み	需要量（ニーズ量）の見込みを指します。
確保方策	量の見込みに対して、どのように供給を確保していくかの方法を指します。
教育・保育施設	認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育施設等のことをいいます。

用語	定義
教育・保育給付認定割合	教育・保育給付認定の対象となる子どものうち、認定された子どもの割合を指します。
確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村の事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度です。
新制度幼稚園	市町村長が施設型給付費の給付に係る施設として確認した幼稚園で、制度上、国の管轄省庁は内閣府となります。
私学幼稚園	市町村長が行う確認を受けずに運営する幼稚園で、制度上、国の管轄省庁は文部科学省となります。
小規模保育施設	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業で、以下の3つの施設型に分かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A型：(定員) 6～19人(職員の資格) 保育士</li> <li>・ B型：(定員) 6～19人(職員の資格) 1/2以上は保育士、保育士以外は指定された研修を受講しなければならない</li> <li>・ C型：(定員) 6～10人(職員の資格) 家庭的保育者</li> </ul> <p>苫小牧市の小規模保育施設は全てA型となっています。</p>
認可定員	教育・保育施設等の設置に当たり認可若しくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員で、保育室の大きさや職員数等を勘案して決定される、施設の受入上限定員のことをいいます。
利用定員	子ども・子育て支援法第27条第1項等の確認によって定め、給付費(委託費)の単価水準を決めるもので、施設の利用児童数に合わせて、施設が市へ申請します。
施設型給付	保育所、幼稚園、認定こども園等に対する財政措置。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育給付認定を受けた子どもが施設を利用した場合に、その経費に対して給付費を支給します。施設型給付を受けることのできる施設のうち幼稚園だけは、施設型給付を受けるか否かを選択することができます。